

試験問題

事業者名: _____
 役 職: _____
 氏 名: _____

【正誤問題】

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

- | | | |
|----|--|---|
| 1. | 一般貸切旅客自動車運送事業を営もうとする者は、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。 | ○ |
| 2. | 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請の処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 | ○ |
| 3. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。 | ○ |
| 4. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、三十日前までに届け出なければならない。 | × |
| 5. | 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。 | ○ |
| 6. | 貸切バスの営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。 | × |
| 7. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 | ○ |
| 8. | 一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる場合であっても、乗合旅客の運送をしてはならない。 | × |

9. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。	○
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。	○
11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。	×
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は管理の受託及び委託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	×
14. 事業用自動車を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。	○
15. 貸切バス事業者の事業計画は、営業区域、営業所の名称及び位置営業所ごとに配置する事業用自動車の数である。	×
16. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。	○
17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。	○
18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受した場合は、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、運賃及び料金の額を記載した運送引受書を交付した場合は、この限りでない。	×

<p>19. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。</p>	○
<p>20. 死者又は旅客に1人以上の重傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。</p>	○
<p>21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。</p>	×
<p>22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を三年間保存しなければならない。</p>	○
<p>23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に少なくとも営業区域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅が明示された地図であって地方運輸局長が指定する規格に適合するものを備えておかななければならない。</p>	×
<p>24. 日々雇い入れられる者や二月以内の期間を定めて使用される者は貸切バスの運転者として選任できない。</p>	○
<p>25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保管しなければならない。</p>	○
<p>26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。</p>	○
<p>27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。</p>	×
<p>28. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者が運行管理者資格者証の返納を命ぜられた場合、その日から二年を経過した者であれば、事業者の運行管理を補助する者に選任することができる。</p>	×

<p>29. 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。</p>	○
<p>30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があった日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。</p>	×
<p>31. 旅客が運送を申し込む際の運送申込書は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に規定されているが、道路運送法と旅客自動車運送事業運輸規則には規定されていない。</p>	○
<p>32. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては二年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)</p>	×
<p>33. 旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めがない。</p>	×
<p>34. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間につき3回が限度である。</p>	×
<p>35. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。</p>	○

【選択問題】

次の法令の()にあてはまる言葉を下から選び、記号を入れて下さい。

- この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正か合理的なものとするにより、道路運送の利用者の(①)を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もつて(②)を増進する事を目的とする。
36. ※文中の「この法律」とは、道路運送法のことです。

①

②

- 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、(③)を起こしその他国土交通省令で定める(④)を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届出なければならない。

③

④

- 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の(⑤)の確保に関する業務をわせるため、国土交通省令で定める(⑥)ごとに、運行管理者資格者証の交付受けている者のうちから、(⑦)を選任しなければならない。

⑤

⑥

⑦

- ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離
サ. 重大な事故 シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続
タ. 営業所 チ. 公害の防止 ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉
ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

【筆記問題】

() にあてはまる語句を記入して下さい。

39. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し()又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

手数料

40. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の拘禁刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から()を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

5年